

(公 印 省 略)

契 第 1 5 6 9 号

令和 7 年 12 月 16 日

公益社団法人 兵庫県建築士会会長 様

兵庫県土木部長

労務費に関する基準の勧告及び建設工事標準請負契約約款の改正について

このことについて、中央建設業審議会より、別添のとおり労務費に関する基準について、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告がありましたので、お知らせします。

また、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（乙）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）の実施については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を一体として改正した「第三次・担い手3法」が本年12月12日に全面的に施行されたこと等を踏まえ、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正されていますので、お知らせします。

つきましては、労務費に関する勧告及び各種標準請負契約約款の変更等についてご理解いただくとともに、適正な請負契約の締結とその履行に努めていただきますようお願いします。また、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者におかれましても、取引事業者の一員として内容を十分ご理解いただき、適切な取組みをいただきますよう、よろしくお願いします。